

福岡市道路整備懇談会 設置要綱

（趣 旨）

第1条 この要綱は、「福岡市道路整備懇談会」（以下「懇談会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（目 的）

第2条 懇談会では、新しい道路整備計画の策定に向けて、昨今の国の動向や社会情勢の変化などを踏まえ「今後10年間の道路整備の基本的な考え方（令和7年から概ね10年）」や「今後4年間の主要施策」などについて、新しい道路整備計画を整理するために各委員から意見を収集する。

（委 員）

第3条 委員は、学識経験者及び道路利用者から選任する。

2 懇談会の委員は別紙1のとおりとする。

3 懇談会の円滑な運営を図るため、委員の互選により座長を選任する。

4 座長は懇談会を主宰し、懇談会の議事進行に必要な事項を定める。

（懇談会）

第4条 市長は、委員からの意見収集を行うため、懇談会を開催することができる。

（設置期間）

第5条 懇談会は、本会の目的の完了をもって解散する。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は、令和6年 8 月 8日から懇談会が解散するまでとする。

（守秘義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（情報公開）

第8条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会が福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号）第38条ただし書きの規定に該当する時は、非公開とするすることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は令和6年 8 月 8日から施行する。

福岡市道路整備懇談会 委員（五十音順）

名前	所属等
い が う え けい こ 伊賀上 恵子	公益財団法人福岡観光コンベンション ビューロー 事務局長
い り え すすむ 入江 晋	公益社団法人福岡市老人クラブ連合会 常務理事
か い え り 甲斐 絵里	福岡市道路利用者会議 理事
さかき じゅんえい 榊 淳英	福岡市 PTA 協議会 副会長
しばた ひさし 柴田 久	福岡大学工学部 社会デザイン工学科 教授
しみず くにゆき 清水 邦之	NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
はぎしま あや 萩島 理	九州大学 総合理工学研究院 教授・副理事
まつなが ちあき 松永 千晶	福岡女子大学国際文理学部 環境科学科 准教授
むらかみ さとし 村上 哲	福岡大学工学部 社会デザイン工学科 教授

行政アドバイザー

かない ひとし 金井 仁志	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長
まつおか あつし 松岡 淳	福岡市住宅都市局都市計画部長